

## はじめに

福祉に関わる法律（社会福祉関係八法）が、**コペルニクス的な転換**を1990年に行いました。それまで国が主導し、国、県、市町村の流れでやっていたことが市町村に任され始めました。例えば、介護保険法によると市町村長が要介護状態を判断する人を任命することと明記されていますが、どのような職業の人を何名任命するかは何も明記されていません。他の国では、年月を要して高齢化が進み、様々な変遷を得て高齢社会の対応ができています。日本は、急ピッチで対応を迫られており、超高齢社会になっても安心して暮らし易い社会にするために、**多くの方々の協力や対策に対する国民的合意**が求められています。

福祉に関わる機器や技術開発に関しては、新たな「福祉用具の研究開発及び普及に関する法律」（平成5年10月）の施行により、厚生大臣及び通商産業大臣は、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針を定め、厚生大臣指定の法人と NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)は研究開発助成や情報提供の業務を行うことになり、精力的に研究開発支援が進んでいます。また、同年9月、郵政省は「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」を施行するなど、他にも多くの省庁（文部省、建設省、労働省、運輸省、総理府、警察庁など）が、福祉に関わっています。

日本は欧米に比較し障害者の割合が少ないように表示されています。オーストラリアは総人口の約18%（1996）、オランダは人口の約3人に1人（1990年代初期）、日本では20人に1人以下（人口約12600万、障害者約580万人、平成8年）が障害者と言われています。これは、障害者の数え方（定義）が違うためです。例えば、学習障害、人間関係障害（西ドイツ）、交通機関利用時に不便を感じない人（スウェーデン）、米国では、4分の1マイル（0.4km）歩くのに問題有る人、買い物袋程度の重さの持ち上げ・移動に問題有る人、階段を休まずに昇るのに問題有る人、新聞読むのに問題有る人まで障害者に数えている調査もあります。障害をハンディキャップと考えると、また社会福祉のレベルの違いを考えると理解しやすいです。WHO（世界保健機構）では、障害の定義として、**機能障害(impairment)**、**能力低下(disability)**、**社会的不利(handicap)**の三つを提案しました。そしてノーマライゼーションを提唱し勧めてきました。（参考資料：18カ国における障害者雇用政策、ヨーク大学、1997。「障害者は、いま」大野智也、岩波新書、1988。「厚生白書」）

以下に参考になるとと思われる福祉関連の URL と問い合わせ先を書きます。リンク集には多くの情報が書かれていますので、そこからさらにご関心のあるところへお進み下さい。いくつか分類していますが、項目に分けたのは、大雑把であり、各々ホームページにリンク集、掲示板、情報交流など複数の内容が含まれていますので、お時間の許す限り、多くのホームページにアクセスしてみてください。

本資料集に寄稿して下さった方々は、その方面で活躍中の方々です。そのうち、ホームページ（HPと略す）で情報発信されている方々の URL を最後に合わせて掲載します。

注：社会福祉関係8法とは、老人福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉事業法、老人福祉法、社会福祉・医療事業団法をさす。

注：ノーマライゼーションとは、障害者や高齢者、子供をふくむいろいろな人々が共に住む社会が正常（ノーマル）な社会であるとし、そうした社会づくりをめざす考え方で定義は国により若干異なる。